

二四一号

供覧 総資第二五一号

昭和三十三年六月八日

総理廳 官房監査課長

総理庁

官房総務課長 政

昭和二十二年閣令内務令第一号別表第三に掲げる団体の  
調査に関する件

昭和二十二年閣令内務省令第一号別表第二に掲げる団体及び  
公職の範囲等は同令施行後諸般の情勢の推移により相  
当改廃を要するものと思料せられるから本年五月十一日現在  
を以て別紙様式により調査の上六月<sup>三十</sup>日までに必着を  
期し提出せられたい。

別紙

一、法令別表第二第八号に掲げる団体に関する事項  
 A表 全号に掲げられた団体に関する調

団体名	設立の根拠法規	政府と関係	管轄区域	主要役員の名前	主要役員を公職に指定することに対する意見	その他

備考

1 本表は貴省関係分について記載すること。  
 2 欄は特別の法令に基づき場合、勿論民法商法等の一般法規による場合も記載すること(以下各表同じ)

3 (ハ)欄は特別法に基づき設立されたものを除いたものについて政府の補助金の有無及びその態様等を明らかにすること(以下各表同じ)  
 4 (ニ)欄は、主要役員を公職に指定することに対する貴省の意見をその理由と共に簡明に添えること。

B表

全号に掲げられているが現在既に解散しているか又は現在解散過程にある団体に関する調

団体名	設立の根拠法規	解散の根拠法規	解散年月日	承継団体	その他
(記載例) 農業会	農業団体法	農業協同組	全法令施行後八月後に解散	農業会共同組合	法令施行期日 年月日

備考

1. 本表は貴省関係分につき記載すること。
2. 備考欄は解散の原因を記すこと。

C. 表、令号に掲げられていないが新たにその役職員を公職に指定するのを適当と認める団体に關する調

団体名	設立の根拠法規	政府の補助の有及ぶもの態様	主要役員の名	公職に指定するに適当と認められた理由	その他

二. その他

D. 表、別表第二第六号に掲げる団体に關する調

現存する全社団体名	解散した全社団体名	解散した年月日	承継団体

備考

本表は貴省関係分につき記載すること。

E. 表、別表第二第七号に掲げる団体に關する調

現存する全社団体名	解散した全社団体名	解散年月日	承継団体

備考

本表は貴有関係分について記載すること。

下表 別表第二第十一号に掲げる団体に関する調

現存する会社団体名	解散した会社団体等		承継団体
	名	解散年月日	

備考

承継団体とは企業再建整備法第十三條に規定する第三  
 会社又は金融機関再建整備法第十五條第一項に規定す  
 る新金融機関若しくは同法第三十三條第二項の規定に  
 より事業を譲り受け又は保険契約の移管を受けたる新

金融機関をいう。

G表 別表第二第十二号に掲げる団体に関する調

現存する会社団体名	解散した会社団体等		承継団体
	名	解散年月日	

備考

下項に同じ